

畑作物産地形成促進事業概要

I. 事業趣旨・概要

国内外の新たな需要に対応するためには、産地と実需者の結びつきを強化し、両者の連携に基づいた、実需者ニーズに応じた畑作物の生産を推進していくことが重要。

このため、畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するべく、麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこしについて、産地と実需者が連携して作成する「産地・実需協働プラン（以下、「プラン」という。）」に基づいた、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む生産者を支援する。

II. 産地・実需協働プランについて

産地と実需者が連携し、麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画。

事業に取り組もうとする地域農業再生協議会（以下、「地域協議会」という。）は、以下の内容を含むプランを策定する。

① プランに参画する構成員

農業者、農業者団体、集出荷業者、実需者（食品製造事業者、輸出事業者等）、地方自治体等（下線は必須）

② 新市場開拓や加工等、需要に応じた生産等の取組に係る現状・今後の対応方針

③ 低コスト生産等の取組の内容等

Ⅲ. 事業の内容

1 事業メニュー（低コスト生産等の取組支援（面払い））

地域協議会が策定したプランに参画する農業者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて4万円/10aで支援する。

また、令和7年度に畑地化（対象農地を水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外すること）に取り組む場合は、0.5万円/10aを加算する（畑地化加算）。

○ 都道府県農業再生協議会等への推進事務費支援

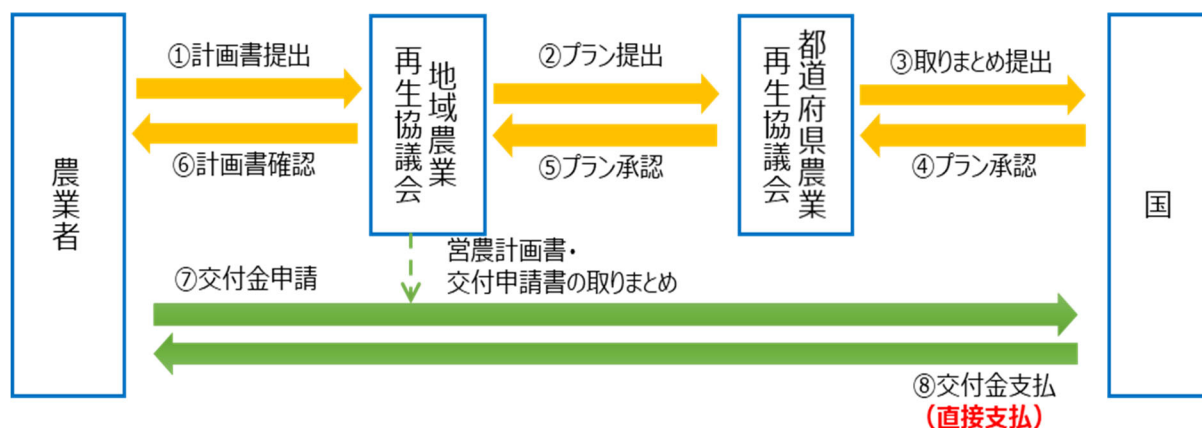
本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費について、都道府県農業再生協議会（以下、「都道府県協議会」という。）や地域協議会に対して推進事務費として予算の範囲内で支援する。（定額）

※経営所得安定等推進事業実施要綱等に基づき申請手続き等を実施

2 交付対象者

販売農家、集落営農（プランに参画する者）

3 事業実施の流れ



4 対象となるほ場

水田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田と同じ）

※ 本事業の面積支払い支援を受けた水田の面積については、令和6年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし）:3.5万円/10a）の対象面積から除きます。

また、本事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

5 対象となる作物

令和6年産（基幹作）の
 麦【新市場開拓用、加工用】、
 大豆【新市場開拓用、加工用】、
 高収益作物（野菜等）【新市場開拓用、加工用】、
 子実用とうもろこし

※1 令和6年産の主食用米を作付していない水田での基幹作のみが対象。

※2 高収益作物については、水田活用の直接支払交付金の産地交付金によって令和6年度に支援を予定している品目が対象。

6 採択要件

- ・地域協議会が策定したプランに参画する農業者であること
- ・農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷業者等が、実需者と販売契約を締結すること（又は出荷契約・販売契約を締結する計画を有していること）
- ・農業者は、対象品目について以下の低コスト生産等の取組メニューのうち、畑作物本作化促進メニュー（排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去）の中から1つ以上を含めた3つ以上の取組を行うこと
- ・畑地化加算を申請する場合は、令和7年度に畑地化（対象農地を水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外すること）に取り組むこと

【表】 ※⑪、⑫、⑬、⑭については、収穫後に実施する場合も対象

取組メニュー	取組内容
①融雪促進	融雪促進剤の散布
②新たに導入した品種に応じた栽培管理	新たに導入した品種に応じた施肥や防除等
③ふく土・踏圧	カルチ・テラーによるふく土・踏圧作業
④難防除雑草対策	薬剤によるスズメノテッポウ、ネズミムギ、カラスムギ等の防除
⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測	—
⑥効率的・効果的な施肥	ピンポイント施肥、追肥重点施肥（開花期以降の追肥）の実施
⑦重要病害虫の防除	赤カビ病、うどんこ病、赤さび病、縞萎縮病の防除

⑧排水対策管理	額縁明渠等の点検・修繕
⑨農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑩スマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の活用
⑪土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施
⑫畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去
⑬均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑭排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑮ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施
⑯ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施

【大豆】

取組メニュー	取組内容
①大豆300A技術	研究機関が開発した 300A 技術及びそれに類する播種技術の実施
②難防除雑草対策	薬剤による帰化アサガオ類やアレチウリ等の防除
③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
④新品種の導入	単収の高位安定化に資する新品種の作付
⑤効率的な施肥	ピンポイント施肥の実施
⑥均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑦摘心栽培	—
⑧畝間かん水	—
⑨団地化の推進	団地化の実施
⑩化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減

⑪化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑫排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑬農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑭スマート農業機器の活用	ドローン、収量コンバイン等の活用
⑮土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施
⑯畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去
⑰ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施
⑱ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施

【高収益作物（野菜等）】

取組メニュー	取組内容
①生物農薬の導入	有害生物の防除に利用される天敵昆虫等の生物的防除資材の導入
②農薬によらない病虫害対策	LEDトラップや防虫ネットの設置、耕種的防除等の取組
③農薬によらない土壌消毒	太陽熱土壌消毒や土壌還元消毒等の実施
④農薬のドリフト対策	ドリフト低減ノズルや遮蔽物等の利用
⑤化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑥化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑦土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑧新品種の導入	輸出や加工・業務用に適した新品種の作付
⑨排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑩農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用

⑪スマート農業機器の活用	ドローンや可変施肥機等の活用
⑫土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施
⑬畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去
⑭均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑮ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施
⑯ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施

【子実用とうもろこし】

取組メニュー	取組内容
①排水対策	心土破砕、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
②均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
③堆肥の利用	家畜排せつ物の堆肥の利用
④効果的な施肥	適切な追肥の実施
⑤農薬によらない病虫害対策	耕種的防除等の取組
⑥生物農薬の活用	有害生物の防除に生物農薬（BT剤）の活用
⑦難防除雑草対策	薬剤によるイチビ、アレチウリ、ワルナスビ、帰化アサガオ類等の防除
⑧化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑨化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により化学農薬の使用量の50%以上削減
⑩土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑪カビ毒の低減	カビ毒の原因となる病虫害の防除とカビ毒の検査の実施

⑫農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑬スマート農業機器の活用	ドローン、収量コンバイン等の活用
⑭土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施
⑮畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去
⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施
⑰ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施

※ 品目ごとに、地域特認メニューも都道府県協議会にて設定可能（地方農政局等が承認）。

IV. 採択について

採択・配分に当たっては、まずは前年度に畑地化を行った地域農業再生協議会と当年度に畑地化を行う予定の地域農業再生協議会（以下「畑地化協議会」という。）を採択・配分の対象とし、次にそれ以外の地域農業再生協議会（以下「その他協議会」という。）を採択・配分の対象とする。

地域協議会の品目・仕向けごとに、下表の1の①又は②のいずれか、2の①又は②のいずれか、3の①又は②のいずれか、4、5、6、7及び8の合算ポイントで評価し、予算の範囲内でポイントの高い順から品目・仕向けごとに採択する。

その際、令和4年度補正予算畑作物産地形成促進事業にて低コスト生産等の取組支援（面積払い）を受けた協議会において、1の①又は②、3の①又は②の成果目標として設定した面積を達成できなかった場合は、目標と実績の差分の面積を減じた上で評価する（差分の面積を引いた値を用いて本事業の申請ポイントを算出）。

また、品目・仕向けごとに下表のとおり優先枠を設定し、それぞれ枠の範囲内でポイントの高い順から採択する。

なお、同ポイントの場合は要望額の低い方を優先的に採択する。

【配点基準】

項目	ポイント	
1 低コスト生産等の取組状況	【麦、大豆】 ①又は②のいずれかを選択。 新市場開拓用の場合は（ ）のポイント。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 250ha 以上 12 (24)	ア 300%以上 12 (24)
	イ 200ha 以上～250ha 未満 10 (20)	イ 200%以上～300%未満 10 (20)
	ウ 150ha 以上～200ha 未満 8 (16)	ウ 150%以上～200%未満 8 (16)
	エ 100ha 以上～150ha 未満 6 (12)	エ 100%以上～150%未満 6 (12)
	オ 50ha 以上～100ha 未満 4 (8)	オ 75%以上～100%未満 4 (8)
	カ 50ha 未満 2 (4)	カ 75%未満 2 (4)
	【高収益作物】 ①又は②のいずれかを選択。 新市場開拓用の場合は（ ）のポイント。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
2 本事業対象品目の作付状況	ア 125ha 以上 12 (24)	ア 300%以上 12 (24)
	イ 100ha 以上～125ha 未満 10 (20)	イ 200%以上～300%未満 10 (20)
	ウ 75ha 以上～100ha 未満 8 (16)	ウ 150%以上～200%未満 8 (16)
	エ 50ha 以上～75ha 未満 6 (12)	エ 100%以上～150%未満 6 (12)
	オ 25ha 以上～50ha 未満 4 (8)	オ 75%以上～100%未満 4 (8)
	カ 25ha 未満 2 (4)	カ 75%未満 2 (4)
	【子実用とうもろこし】 ①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 50ha 以上 12	ア 300%以上 12
	イ 40ha 以上～50ha 未満 10	イ 200%以上～300%未満 10
	ウ 30ha 以上～40ha 未満 8	ウ 150%以上～200%未満 8
	エ 20ha 以上～30ha 未満 6	エ 100%以上～150%未満 6
	オ 10ha 以上～20ha 未満 4	オ 75%以上～100%未満 4
	カ 10ha 未満 2	カ 75%未満 2
2 本事業対象品目の作付状況	【全作物共通】 ①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大 ※2	②当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大分／前年産における本事業対象品目の作付面積 ※2
	ア 50ha 以上 6	ア 10%以上 6
	イ 40ha 以上～50ha 未満 5	イ 8%以上～10%未満 5
	ウ 30ha 以上～40ha 未満 4	ウ 6%以上～8%未満 4
	エ 20ha 以上～30ha 未満 3	エ 4%以上～6%未満 3
	オ 10ha 以上～20ha 未満 2	オ 2%以上～4%未満 2
	カ 0ha 超～10ha 未満 1	カ 0%超 ～2%未満 1

3 主食用米 作付削減面 積 (地域農業再 生協議会単 位)	【全作物共通】 ①又は②のいずれかを選択。		
	①前年産から当年産の主食用米作付削 減面積 ※3	②前年産から当年産の主食用米作付面積 削減割合 ※3	
	ア 50ha 以上 6	ア ▲10%以上 6	
	イ 40ha 以上～50ha 未満 5	イ ▲8%以上～10%未満 5	
	ウ 30ha 以上～40ha 未満 4	ウ ▲6%以上～8%未満 4	
	エ 20ha 以上～30ha 未満 3	エ ▲4%以上～6%未満 3	
	オ 10ha 以上～20ha 未満 2	オ ▲2%以上～4%未満 2	
	カ 0ha 超～10ha 未満 1	カ ▲0%超 ～2%未満 1	
4 転作状況 (地域農業再 生協議会単 位)	【全作物共通】 当年産における水田面積に占める転換作物の作付面積の割合 ※4		
	ア 50%以上 3		
	イ 40%以上～50%未満 2		
	ウ 30%以上～40%未満 1		
5 ブロックローテ ーションの取組状 況	【全作物共通】 当年産の転換作物の作付面積に占める翌年産にブロックローテーションを行う面積の割合 ※5		
	ア 50%以上 6		
	イ 40%以上～50%未満 4		
	ウ 30%以上～40%未満 2		
6 畑地化の 取組状況	【全作物共通】 畑地化加算に取り組む面積		
	ア 50ha 以上 12		
	イ 40ha 以上～50ha 未満 10		
	ウ 30ha 以上～40ha 未満 8		
	エ 20ha 以上～30ha 未満 6		
	オ 10ha 以上～20ha 未満 4		
	カ 0ha 超～10ha 未満 2		
7 新規取組 農業者の状 況	【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める、本事業に新規に取り組む農業者（品目・仕 向けごとで新規の農業者を含む）の低コスト生産等の取組面積の割合		
	ア 100% 12		
	イ 80%以上～100%未満 6		
	ウ 50%以上～80%未満 3		
8 地域計画 の策定状況	【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 18 条に規定する地域計画をい う。）のうち目標地図（基盤強化法第 19 条に規定する地図をいう。）に位置付け られた農業者の低コスト生産等の取組面積の割合		
	ア 80%以上 6		
	イ 50%以上～80%未満 4		
	ウ 10%以上～50%未満 2		

優先枠	麦【加工】４０億円、麦【新市場開拓用】５億円、 大豆【加工】４０億円、大豆【新市場開拓用】５億円、 高収益作物【加工・業務用】１０億円、高収益作物【新市場開拓用】１０億円、 子実用とうもろこし １０億円
-----	--

- ※１ １について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における低コスト生産等の取組面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における取組面積から減じた上でポイントを算出すること。
- ※２ ２について、低コスト生産等に取り組まないものも含め、主食用米の作付けを削減した農地等で本事業対象品目を作付けする場合、その面積若しくは増加率を対象。
(増加率＝当年産の本事業対象品目の作付面積の拡大分／前年産の本事業対象品目の作付面積)
- ※３ ３について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における主食用米作付削減面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における作付削減面積から減じた上でポイントを算出すること。
- ※４ 地域農業再生協議会単位での水田面積に対する転換作物（戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米、高収益作物、子実用とうもろこし、地力増進作物）の作付面積割の割合
(割合＝当年産の転換作物の作付面積／当年度の水田面積)
- ※５ 地域農業再生協議会単位での転換作物の作付面積に対する、事業に取り組む全農業者の本事業対象品目で翌年産にブロックローテーションに取り組む面積の割合
(割合＝本事業対象品目における翌年産のブロックローテーション面積／当年産の転換作物の作付面積)

V. 問合せ先について

問い合わせ部署	所管地域	電話番号
北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-350-7658
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	048-740-0409
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4622
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	075-414-9020
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	096-300-6216
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653